令和８年度第３回　電気機械専門部会　議事録

１　開催日時、場所

日時　令和８年10月13日（火）　午後１時25分～午後２時46分

場所　あわぎんホール４Ｆ　会議室４　（徳島市藍場町２丁目14番地）

２　出席者

(公益委員)　稲倉委員　竹原委員

(労側委員)　木戸委員　矢藤委員　横井委員

(使側委員)　久米委員　鴻池委員

３　主要議題

（１）電気機械器具製造業最低賃金改正審議について

（２）その他

４　議事

○事務局（賃金室長）

定刻より少し早いですが、出席予定の委員の皆様がお揃いですので、専門部会を始めさせていただきます。稲倉部会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

○稲倉部会長

それでは、ただいまより本年度第３回電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

事務局は委員の出席状況を報告してください。

○事務局（室長）

本部会は、最低賃金審議会令第５条第２項により、審議会全委員の３分の２である６名以上、又は各側委員の３分の１である各１名以上の出席で成立することとなっております。

本日は、７名の委員が出席されており、本部会が有効に成立していることを報告します。

以上です。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

それでは最初に、本日の資料、又は伝達事項がありましたら事務局から説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

本日、お配りする資料は特にございません。

伝達事項としましては、徳島県の一般機械器具製造業に係る特定最低賃金について、10月5日付け第３回専門部会において、現在の1,134円から57円引上げて1,191円とすることで全会一致で結審し、同日答申されています。

続きまして、他県の電気機械器具製造業に係る特定最低賃金の答申状況について事務局で把握できているものについてお伝えします。

北海道が1,116円から1,174円となり、58円の引上げ

青森県が1,045円から1,100円となり、55円の引上げ

宮城県が1,077円から1,138円となり、61円の引上げ

埼玉県が1,168円から1,223円となり、55円の引上げ

千葉県が1,169円から1,224円となり、55円の引上げ

大阪府が1,197円から1,258円となり、61円の引上げ

兵庫県が1,117円から1,173円となり、56円の引上げ

となっています。以上です。

○稲倉部会長

本日、できれば改正金額の合意を目指して審議を進めたいと思いますので、皆様方、よろしくお願いします。

まず、前回、10月２日における労使双方のご発言について確認をさせていただきます。

労側のご意見としては、産業の成長には人への投資も必要であること、また同じ徳島県の特定最賃である一般機械との金額差が29円あることより、今年度の地賃引上げ額の57円に一般機械との金額差29円を加えた86円を引上げて、1,191円とすべきとのご意見、使側のご意見としては、産業自体の縮小は避けたいと考えているものの、大幅な引上げにより経営が困難となることは避けなければならない。最低賃金は大企業から中小零細企業まで全ての事業場に適用されることから慎重に考えるべきであり、今年度の引上げに関しては地賃引上げ額と同じ、57円引上げて、1,162円とすべきとのご意見でした。

前回からご意見の変更等はございませんか。

労側委員の皆様はいかがでしょうか。

○[redacted]委員（労側）

改正金額の変更意見についてですが、現在のところ前回意見からの変更はございません。使用者側委員からも今回の審議でご意見の準備をいただけるということでしたので、そのご意見を伺ってから判断させていただければと考えています。

○稲倉部会長

ありがとうございます。続きまして使側委員の皆様はいかがでしょうか。

○[redacted]委員（使側）

現状のところ、前回の最後に申し上げた金額から変更はございません。

使側からの意見は、また後ほどご説明させていただければと思います。

○稲倉部会長

この後の審議の進め方ですが、労使委員の皆様のご希望などはありますでしょうか。

二者協議、三者での協議の継続を希望といったものです。まず、使側委員の皆様はいかがでしょうか。

○[redacted]委員（使側）

それでは、前回申し上げていた使側意見について、本日出席している委員それぞれが用

意していますので、これについて紹介させていただいた上で議論を進めて行きたいと思います。

○稲倉部会長
　労側委員もそれでよろしいでしょうか。

○[redacted]委員（労側）
　使側から言われたとおり、一旦は準備していただいている使側のご意見をお聞かせいただいてから、議論を深めていきたいと思います。

○稲倉部会長
　それでは、この場で使側委員の皆様がご準備していただいたご意見をいただくということで進めて行きたいと思いますので、使側委員の皆様よろしくお願いします。

○[redacted]委員（使側）
[redacted]です。よろしくお願いします。
　徳島県地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会において、意見を申し上げるにあたって、一部省略名称で呼ばせていただくことについて、大変恐縮ですがご了承いただきたいと思います。
　日頃より電気機械器具製造業の更なる発展と産業を支える労働者の皆様の労働条件の向上及び生活の安定を目指し、多大なるご尽力とご貢献を賜っておりますことを心より厚く御礼申し上げます。前回の労側委員のご意見を慎んで拝受いたしました。
　労側委員におかれましては、電気機械器具製造業等の現状と課題を極めて精細に分析されており、労働者の皆様の生活向上と産業の持続的成長に向けた格段のご思慮の下、具体的かつ重厚なご意見、ご要望をお寄せいただきましたことに深く感謝を申し上げます。
　また、労側委員より、ご提示いただきました特定最低賃金の引上げにつきまして、プラス86円の1,191円と、先ほども説明いただいたご要請をはじめ各諸点につきまして、使側の真摯な見解と検討の方針を謹んで、ご回答いたします。
　まず、特定最低賃金の意義といいますか、地域別最低賃金との関係性に対する見解につ

いてです。特定最低賃金は電気産業における基幹的労働者の入り口賃金として重要な機能を果たしています。労働組合に入ってない方々の労働条件の補完やサプライチェーン全体における公正競争の確保など、地域経済及び基幹産業の健全な発展において必要不可欠な制度であると強く認識しております。

特に令和８年11月より発効される徳島県地域別最低賃金が時間額1,103円と57円引き上げられる改正に伴って、現行の特定最低賃金額との格差が、前回の労側ご意見でもご指摘ありましたが、２円に縮小するという事態につきまして、極めて重大な課題と受け止めております。

続きまして労側委員より提示のありました1,191円という金額の受け止めについてです。

徳島県における電気産業についてですが、製造品出荷額や従業員数等において県内製造業の中核を占めていることは前回の労側のご意見においてもご指摘いただいています。マクロベースで労働時間あたりの付加価値においても高い生産性を誇るなど地域経済を力強く牽引している重要な産業の一つであると使側としても認識をしています。

ただ、今回ご提示いただいた時間額をプラス86円引上げて1,191円とするというご意見につきましては、非常に厳しいご提示と考えております。ただ、前回労側よりご意見のあった電気産業における18歳見合いの時間額1,380円相当を長期的な到達目標と見据える必要性があるのではないか、また近隣の各県や県内の他産業との均衡、さらには優秀な人材の確保、さらには徳島でも非常に重要と考えています定着を目指す上で大変重みのあるご提案と真摯に受け止めている次第です。

続きまして県内企業における経営環境、取引環境と適切な価格転嫁に関してです。

優秀な人材を獲得するためには適切な賃上げが必要であることは理解していますが、一方で中小企業や小規模事業者を取り巻く経営環境におきましては、原材料価格やエネルギーコストの高騰により賃上げ原資を確保することが企業努力のみでは限界に近付いている状況であり、上昇する労務費を適切に発注価格に反映、転嫁できる取引環境を整備することが必要不可欠であることもご認識いただきたいと考えています。

最後になりますが、今後の専門部会の審議における基本姿勢と考え方についてです。

現状としては大きな金額の隔たりがあるところですが、実情に即した誠実な議論を重ねて、現場の実態を熟知した関係労使による真摯な対話を通じて、全会一致で合意形成でき

るよう最大限努力したいと考えていますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○稲倉部会長

ありがとうございます。今のご説明に対してご質問を受け付ける前に[redacted]委員からもご意見をいただいてよろしいでしょうか。

○[redacted]委員（使側）

お疲れ様です。[redacted]でございます。

私の方から申し上げたい意見を全て説明すると多分長くなってしまいますので、一部をかいつまんで説明させていただきます。まず、特定最低賃金改定に関して、本年度も労働者代表や公益代表の皆様と共に審議できる場を設けていただいたことに感謝申し上げます。第１回の専門部会の審議において特定最低賃金の改定審議の必要性について労働者側、使用者側の双方の意向として確認され、審議されております。以前から申し上げておりますように従業員の賃金アップは経営者としての切なる願いでありますが、近年は中央最低賃金審議会において示される目安額が平成末期頃の水準に比べて２倍前後で推移しており、今年度は昨年度に次ぐ２番目に高い水準の目安額が示されました。徳島県の電気機械器具産業に携わる使用者一同、本年度の最低賃金引き上げに関する議論を高い関心と危機感をもって注視しております。

一部企業の増収増益、春闘での満額回答や夏季賞与が過去最高水準といった明るい話題がある一方、終わりの見えない物価上昇、政策金利上昇による支払金利の増加、他国の紛争に端を発する原油高や輸入品の価格上昇、天災による被害、法令改定による資金繰りへの影響、思うように進まない価格転嫁、取引業界の今後の見通しなど、地方企業は多くの不安要素を抱えております。特に中小零細規模の同業者では、経営の存続にも影響を及ぼしかねない状況となっております。同一業種の事業者の声も踏まえ意見を述べさせていただきたいと思います。既知の情報もあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは県内に事業所を置き、特定最低賃金が適用されている企業にヒアリングを行いましたので、そのヒアリングにおける意見について一部紹介させていただきます。

まずは景気の現状と今後の展望に関することについてです。

AIデータセンター向けの需要が盛況で客先の投資は増えているが一過性のものと見てお

り、数年後にはダウンしてくると予想している。AI産業は課金ユーザーが限定されており、投資が回収できなくなり、淘汰されていくと予測している。

現在は都市部より最低賃金が安いために当社に仕事が流れてきているが、最賃が上がり過ぎることにより、客先のコストメリットが減少する状況になれば、受注がダウンする可能性があると予測しており、発注者が発注を海外メーカーへ切り替えていく、いわゆる海外シフトという動きも大企業では起こっている。

自動車関連の設備を製造しているが、受注には波があり、来年再来年の受注見通しについても不透明感がある。

取引先の設備投資計画も先行きが見えにくく、安定した注文を確保できるか懸念をしている。世間では半導体業界での設備投資が活況で、実際多くの発注も出ている状況ではあるが、徳島県の装置メーカーの見解としては、半導体関連の受注は非常に限定的で大きな経済効果をもたらすには至っていないというようなヒアリング結果がありました。

続いて、取引などで苦労している点についてご紹介します。

価格交渉に関してですが、最初は取引先である発注側の方から「どんどん言ってきてください。」とお聞きするのですが、実際に改訂見積を提出すると「こんなに上がるんだったら、他社も検討しなければいけませんね。」といった半ば脅しのようなことを言われたという事例もありました。

また、価格改訂のエビデンスを提出するも、細かな点を指摘され、おかしいと言われて納得していただけずに話が進まなかったというものがあります。一例として、運送費低減のためにミルクランと呼ばれる巡回集荷、つまり１社だけのための集荷ではなく、複数社を回って運送費を低減する措置を採用している企業の話ですが、その運送量の正当性について他社分の費用が混在していないかなどの証明のために何度も説明資料の作成と提出を要求されたということがあり、発注担当者としても、コストアップは少しでもやりたくないので色々と交渉があり、価格転嫁に時間がかかっている状況があり、発注価格を何度も突き詰められ、管理費明細まで詳細に提出を求められたこともあったとのことです。さらには利益率や他社との比率、電気代の割り振り、運送費の割り振り等、様々な点について指摘をされ、資料の提出を求められ、企業の機密事項に関わる部分に該当する事項もあったことから、一部提出が不十分となり価格転嫁が出来ていないという事例もありました。

また、大きく価格転嫁ができていないというような状態も発生しており、値上げをした

ために大型案件を海外に移されてしまったといった事例や、見積もり段階ではある程度のコストアップを価格反映しているものの、材料費や外注費等の価格上昇が頻繁に発生しているため、受注時点での見積額では上昇分を十分に吸収できず、利益の減少につながるケースもあり、特に受注から納入までの期間が長い案件、例えば受注から納品、検収まで約１年かかるような案件も一定数あり、そういった場合、その間にコストが上昇していくため、最終的な利益が圧迫されるというよう事例も発生していると聞き及んでいます。

次に取適法など、法令に関する影響についてです。

今年の１月から施行された法律で、私も懸念をしていたのですが、ヒアリングさせていただくと各企業それぞれでも影響があるというような回答いただいております。

ヒアリングした企業が大型案件の営業に伺ったが、その際、先方から「取適法があり、御社は大企業ではないので取引できない。」というふうに言われたということでした。

取適法の細かい内容についての説明は差し控えますが、小規模事業者に対してはキャッシュや振り込みで支払うよう規定されており、これは中小零細企業を保護する目的で制定されたもので、旧下請法が改正されて名称変更したものが取適法です。

この法律は、一定以上の規模の企業との取引の場合は電債等の使用が認められ、60日程度の支払期日の猶予が認められる制度が一部残っているものの、中小零細企業との取引においては速やかな支払いを行わなければならず、発注先においても資金繰りの影響を考慮すると、振込みになるとやはり資金繰りが悪化するので、ある程度支払いに猶予を持たせられるような大きな企業との取引をするという方針であるという意味合いが示されています。取適法では月末締めの場合、翌月末日に現金支払いが基本となっており、大企業でもあってもキャッシュ支払いとなると資金繰りが結構厳しくなり、取引が難しくなるというような意見も聞かれました。

「今後、取引においては電債等の支払い条件が通る一定規模以上の企業への発注を優先して、今後も全国的に中小企業には仕事が出せなくなるのではないか。」と取引先から言われたといったヒアリング結果も認められました。

また、取適法への対応により支払いサイトが短縮されたことで取引先からの入金より先に材料費、外注費、人件費などの支払いが発生し、資金繰りの負担が増えてきたというヒアリング結果や、設備製造業は受注から制作、据付、検収、代金回収までの期間が長く、約１年というような長期間に渡ることもありますが、その間の運転資金を確保する必要が

あるため、もともと資金繰りに負荷がかかりやすく、また建設業においては、公共工事のように代金の分割払いがされる工事ばかりではなく、分割払い無しで終了時に電債60日といった古い商習慣が未だに残っている業界もあり、そういったところでは取適法が非常に重くのしかかっているというような状況であるとお聞きしております。

次に、今後改善を期待したい点についてのヒアリング結果についてお伝えします。

コストの上昇を受注企業だけで吸収するのではなく、適切な利益を確保できる取引環境を整えていただくことを求めるもので、例えば大手発注企業からの支払いについては電債60日のように現金化するまでの先延ばしがされるものではなく、100%現金化することをご義務付けるものや、一定額以上の発注に対しては分割払いの義務化等といった環境が出来上がってくると継続的な賃上げ原資の確保ができるようになるのではないかといった声をいただいております。

次に、その他今後への懸念についてです。

価格転嫁が思うように進んでいないため、昇給ができず、最低賃金引き上げが管理職の賃金にまで影響を及ぼしている。最低賃金が上がることによって既存社員との個人格差が小さくなる中で、既存社員に対してはベースアップ等で対応をしているものの、今年の最賃アップへの対応では年間で1200万円を超える支出が必要な状況であるといった話も聞き及んでいます。また、人材確保のためには賃上げ必要と認識している一方で、受注や利益が安定しない中で継続的に人件費を増やしていくことに負担感を感じているといったご意見もありました。また社員の若返りや技術の継承、生産力増強などの意味で求人したいが賃金の上昇状況を考えると採用については慎重にならざるを得ないといったご意見もありました。また、金利上昇による借入負担の増加、今後の景気や業界の動向など先行き不透明な要素が多く、判断が非常に難しい、人件費や固定費が、価格転換や新規顧客獲得の速度よりも急激に上がっているため、賞与に充てる原資がなかなか捻出し難くなっているというような話も聞いております。

続きまして、影響率に関することです。資料４に特定最賃の改正の推移が示されているのですが、令和５年頃から一気に金額が上がっています。ここで特筆すべきは未満率と影響率で、未満率に関しては令和４年以降に関しましては、機械の方が低く、電気の方が平均して高いという状況が認められます。 令和３年までは逆の状態でした。また、影響率についてですが令和４年から影響率が30%を超える水準で推移しており、これは明らかに機

械と比べても高い状況になっています。機械の方が最賃額は上回っているものの未満率、影響率共に電気より低い傾向にあり、コロナ禍以降の状況においては非常に顕著であります。これは、機械における企業努力もさることながら業界の価格転嫁や下請への支払い水準が電気よりも高いものであると捉えています。電気の影響率が高い状況が続いているということは、それだけ賃上げにおいて最低賃金の上昇に対する影響が出ているということですので、これは慎重な議論を必要とする重要な判断材料になるのではないかというふうに捉えております。

こういったような厳しい状況にあることをご理解いただき、慎重に審議をしていきたいと思っております。冒頭でもお伝えしておりますが、賃上げ自体には反対ではなく、むしろどうにかして少しでも水準を上げていきたい、私たち電気機械器具製造業の価値を高め、地域に雇用の受け皿を残し、若者が徳島で働きたい、徳島に帰りたいと思える就労環境を作り、発展させていきたいと考えております。この点については、労働者側と使用者側の思いは一致しているものと考えております。ただ、やはり、急激な引き上げを行うことに関しては多くの懸念が伴いますので、タイミングとバランスを考える必要があり、話し合いで解決していければと考えております。これらの状況を踏まえ、また国からの目安として出された賃金水準も勘案して電気機械器具製造業の最低賃金はプラス57円の1,162円からの議論とさせていただきたいと思います。

○稲倉部会長

ありがとうございます。お二方からご説明をいただきました。労使ともにお互いの実情を知るための大変貴重な情報だったと思います。ありがとうございます。では今のご説明に対してご質問をいただくか、あるいはこの後の二者協議若しくは三者協議等のご希望について伺いたいと思います。

先ず労側の皆様はどうしましょうか

○[redacted]委員（労側）

使側委員の皆様、ありがとうございます。両委員から非常に真摯で丁寧な回答ありがとうございます。具体的で切実な実態に関する意見をいただいたと思っています。またこの産業において特定最賃の重要性も使側委員にご理解いただいていることに感謝を申し上げ

たいと思います。ただいま頂いたどちらのご意見につきましても徳島の未来を見据えて改定に対して否定的ではなく、前向きな意見をいただき、労側としても現在提示している額から改めて少し確認する時間をいただきまして、歩み寄りの方をしていければと思っていますので、少しお時間いただければと思います。よろしくお願いします。

○稲倉部会長

　では、この後、労側の皆さんにおかれましては少しお時間を取って協議を行いたいということですが、使側の皆さんもよろしいでしょうか。

　では、事務局はご案内お願いいたします。

（労使それぞれ別室で打ち合わせ）

○稲倉部会長

　それでは皆さんお戻りですので、審議を再開したいと思います。

　労側、使側それぞれで話し合いをしていただいた訳ですが、今から少しずつ歩み寄っていただきたいと考えております。

　各側で話し合って取りまとめた金額をについてお聞きした上で、ご意見についてもお聞きするという形で進めてよろしいですか。それではどちらからご発言いただけますか。それでは使側からお願いします。

○[redacted]委員（使側）

[redacted]委員、先程は真摯なコメントをいただきまして感謝しております。

　先程申し上げた意見において具体的な金額はお伝えしていませんでした。本日、具体的な金額についても用意しているのですが、先ほど[redacted]さんと話し合いをさせていただいた繰り返しにはなりますが、私は以前から電子、電気の技術力についてかなり評価しておりまして、なぜ自動車産業関係の機械の特賃とこれだけ差があるのかということに最賃審の委員になる前からずっと疑問を抱いていました。数年前に私が使側の委員に選任されました。そういう疑問を持っていた私からすれば、ここ数年で機械との差が縮まってきているというのは大変良いことと考えています。

どちらの味方か分からないような意見となるのですが、毎回そうなんですけど、[redacted]さんの意見とはぶつかり合いこともあって、金額を抑えるのが目的であれば、極端な話、本日で言うと57円の引上げから引かないで公益委員見解を求めたら良いのでしょうが、特賃の特性上、当然そういうわけにはいかず、お互いの立場やそれぞれの意見があり、それらを考慮して判断するということとしました。少し前置きが長くなりましたが、具体的な金額の方については[redacted]さんの方から説明することいたします。

○[redacted]委員（使側）

それでは使側の方で話し合いをして提示する金額の方を確定してまいりました。結論から申し上げますと、現在の金額にプラス59円アップして1,164円で議論をさせていただきたいと思っております。以上となります。

○稲倉部会長

ありがとうございます。では、労側の皆様よろしくお願いします。

○[redacted]委員（労側）

はい、初回提示より２円アップの59円ということで、一旦現状においての回答ありがとうございます。労側の方でも話をしまして今日の[redacted]さんから提示いただいたご意見の中にも出てきましたが、前回の専門部会の資料の影響率を確認すると、現在は86円を提示させていただきましたけども、影響率を見ていくと79円と80円で若干影響率が変わってくるので、それの最大値のところで79円、引上げ額を86円から79円にさせていただきたいと思っております。

ただ、この後の審議の進め方にも影響してくると思いますので、一旦、使用者側の皆さんと労側との二者だけで少し話をさせてもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○稲倉部会長

労側より使側との二者協議の申出がありましたが、使側委員の皆さんいかがでしょうか。

それでは、労側、使側の二者協議ということでよろしくお願いします。事務局は部屋の

案内をお願いいたします。

（労使の二者協議）

○稲倉部会長

それでは審議を再開いたします。二者協議の審議結果をお尋ねしたいのですが、使側、労側いずれからご発言いただけますか。

○[redacted]委員（労側）

お疲れ様です。二者協議をしてまいりました。非常にありがたいことに先ほども申し上げましたとおり、こちらの状況であるとか、徳島県の状況こども鑑みて使用者側から59円という金額に歩み寄っていただきました。労側の方は影響率の部分も考慮して79円という提示をさせていただきました。最終的な結論については、労側も更なる歩み寄りを行ったのですが、使用者側についてもの企業経営への影響を考えると中々合意に至らず、本日のところ、二者協議の中で金額の決定には至っていません。具体的な金額を言わずに申し訳ないです。

○稲倉部会長

はい、わかりました。それでは使側委員の方から補足などはありますか。

○[redacted]委員（使側）

はい、二者協議の結果については、[redacted]委員の方からお話しいただいたとおりです。我々も今回、冒頭に意見を述べさせていただいて、金額的にはプラス59円で提示させてもらいましたが、現状ではこれを更に超えていくということへの議論にまで至っていないため、本日のところは、一旦それぞれ持ち帰って、議論した上で、次回に臨めたらという結論となりました。

○稲倉部会長

はい、ありがとうございます。現時点で労使のご主張には20円の差があり、それぞれ持

ち帰って考えたいということですが、次回で20円の差が埋まるのかということに若干不安があります。一つのご提案として、公労、公使の二者協議を行うというのはいかがでしょうか。皆様のご意見を尊重することを優先しますので、あくまでもご提案です。

○[redacted]委員（使側）

結論から申し上げますと、次回の審議で歩み寄れると思っております。

○稲倉部会長

はい、分かりました。労側の皆様も同じご意見でしょうか。

（労側委員も同意の反応）

○稲倉部会長

分かりました。

それでは、本日、審議を続けてまいりましたが、労使双方のご主張には隔たりがあり、全会一致には至っておりません。ただ労使双方の歩み寄りは認められ、審議を継続し、次回には合意が成立すると判断いたしまして、引き続き予備日に協議を行いたいと思います。本日の審議を踏まえまして、労使双方で、更なるご検討をいただきまして、次回こそは全会一致で結審できるようにお願いいたします。それでは事務局から次回の開催日について説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

次回の開催日につきましては、10月21日、水曜日の13時30分から場所はパークウェストンのサロンE、前回と同じ会場での開催となります。次回、全会一致で結審した場合は、専門部会の議決を審議会の議決とすることが本審で決議されておりますので、その場で労働局長への答申手続を行うこととなります。次回の予備日を用いて審議を行うも全会一致とならなかった場合は、部会報告を取りまとめ、本審を開催し、部会報告を行い、採決のうえ、答申することになります。なお、本審の開催日は設定しておりませんので、日程を調整して本審を開催することになります。次回は必ず、全会一致で結審すると事務局は信

じておりますので是非、お願いしたいと思っております。以上でございます。

○稲倉部会長

ありがとうございます。 委員の皆様、次回の審議は今ご説明にありましたとおり、10月21日水曜日13時30分からでよろしいでしょうか。残る予備日がございませんので、労使各側委員の皆様のご意見の取りまとめ、どうかよろしくお願いいたします。それでは、本日はこれで閉会といたします。お疲れ様でした。

（閉会）